

令和6年度 西脇市防犯カメラ設置補助事業 【募集要項及び手引き】

※本書は、補助事業をより効率的かつ適切に利用していただくためのポイントをまとめました。
応募をご検討の際に、必ずご一読ください。

本事業の目的

地域における防犯活動を推進し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助します。この事業における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として常設するカメラ装置及び画像記録の機能を有する関連装置のことを言います。

募集期間

令和6年4月15日（月）～6月28日（金）（必着）

問い合わせ・応募窓口

西脇市くらし安心部防災安全課

〒677-8511 西脇市下戸田 128番地の1

電話：0795-22-3111（平日8：30～17：15）

FAX：0795-22-3515

令和6年度西脇市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 補助額

1か所あたり8万円（上限）

- ※ 令和5年度から兵庫県から団体への直接の補助はなくなりましたので、市が地域団体へ補助金を交付します。
- ※ ただし、予算を上回る応募があった場合は、予算上の観点からご相談させていただくこともあります。

2 募集箇所数

約10か所（1団体に1か所）

- ※ 防犯カメラの設置をより広く地域に普及させていくため、応募状況や内容、予算の状況により、すべての応募箇所を補助できない場合がありますのでご了承ください。



3 応募方法、その他補助要件等

以下の内容をご確認の上、事前申請書類を西脇市くらし安心部防災安全課まで郵送または持参でお届けください。

<p>応募方法</p>	<p>① 事前申請書類を作成のうえ、提出してください。 ② 事前申請書類の様式は、西脇市ホームページからダウンロードできます。 ③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体に1か所とします。 <u>※事前申請書類は設置業者等ではなく、事前申請団体が提出してください。</u></p>
<p>補助対象経費</p>	<p>1か所あたり8万円 ※1か所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。 ※複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1か所とする。</p>
<p>補助対象期間</p>	<p><u>令和7年1月31日までに設置・完了</u>すること。</p>
<p>補助対象団体</p>	<p>以下に掲げる全ての要件を満たす団体であること。 ① 市内において、一定の地域を基盤として、地域に根ざした活動をしていること。 ② 活動を行う地域の多数の住民で構成されていること。 ③ 活動を行う地域の住民が自由に加入できること。 ④ 規約及び代表者を定めていること。</p>
<p>撮影場所</p>	<p>以下に掲げる要件を全て満たす地域団体であること。 ① 道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像を撮影するものであること。 <u>② マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産又は会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</u></p>
<p>カメラの機能要件 (レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。 ① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。 ② カラー画像であること。(夜間撮影時を除く) ③ 作動時間が1日24時間であること。 ④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能(被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨)があること。 ⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>

レコーダーの機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 ② 1秒間の記録が4コマ以上であること。 ③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 ④ 外部記録媒体への画像記録機能があること。 ⑤ 記録画像の情報流出防止機能があること。
標識の掲出	防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。
地域安全マップ	応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。
地域の合意	防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。
設置許可	防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
防犯カメラ等管理運用規定の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラの管理運用規程が定められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理責任者等の設置及び守秘義務に関すること ② 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。 ③ 記録した映像の利用及び提供の制限に関すること。 ④ 苦情処理の対応に関すること。 ⑤ 防犯カメラの設置を示す方法に関すること。 ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。 ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
その他	・ <u>更新及び修理費等の費用は対象となりません。</u>



応募に関する確認事項

次のポイント①～⑥について、必ずご確認をお願いします。

ポイント①

地域における継続的な自主防犯活動の実績があり、かつ、今後の防犯活動が見込まれる団体が補助対象団体になります。

ポイント②

防犯カメラの撮影に関係する地域の合意を必ず取得してください。

- ・防犯カメラの撮影場所は道路、公園などの公共の場所とします。
- ・防犯カメラを設置する際は、地域の住民や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。地域でトラブルが発生しないよう、撮影映像に住宅等が入る場合は、必ずその住民等に説明をして、同意を得るとともに、各団体の総会や役員会などで地域住民の合意を得た上で応募をしてください。
- ・撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも、合意を得ておくことが望ましいです。

ポイント③

設置場所の許可を得るために、必ず事前に相談をしてください。

- ・設置場所が私有地の場合は、その所有者と事前に相談し、許可を得てください。
- ・設置場所が道路や公園の場合は、事前にご相談ください。
- ・電柱は設置許可取得まで数か月必要な場合や、設置ができない場合があります。

ポイント④

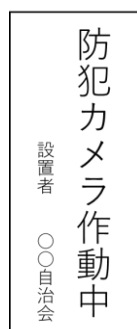
複数の設置業者で見積り合わせをすることをお勧めします。

- ・ 地域での費用負担を減らすことや、設置後の維持管理を考慮し、市内の業者を含む複数の業者で見積り合わせをすることをお勧めします。
- ・ 設置業者は、お近くの電器店や家電量販店などで相談してください。
- ・ 必ず1か所ずつの設置費用（機器調達費・設置工事費）がわかるよう設置業者へ見積り依頼をお願いします。

ポイント⑤

防犯カメラ設置場所に防犯カメラで撮影している旨を必ず明示してください（「防犯カメラ作動中」と申請団体名を記載した表示板）。

- ・ 犯罪を防止する効果を高めるとともに、プライバシー保護の観点から必ず防犯カメラで撮影している旨を明示してください。（防犯カメラ作動中の表示と申請団体名を記載した表示板の設置をしてください。）



ポイント⑥

この補助制度において、以下の場合は補助対象外になります。

- (1) クリーンステーション（家庭ごみの集積場）を撮影するなど、不法投棄防止目的である場合
- (2) 商店街・小売市場の防犯目的である場合
- (3) 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的である場合
- (4) 公有財産（自治会館等）の管理目的である場合
- (5) 既存のレコーダーに接続するため、防犯カメラのみ新たに購入し、設置する場合

応募後の手続きの流れ

ご提出いただく書類は、西脇市防災安全課で受付をします。

- ① 設置希望届の提出（団体） 5月31日（金）必着
- ② 事前申請書類の提出（団体） 6月28日（金）必着
- ③ 事前申請書類の確認・審査（西脇市）
- ④ 設置補助承認通知（西脇市）
- ⑤ 市補助金交付申請書類準備（設置許可書等の添付）（団体）
- ⑥ 申請書類審査・交付決定通知（西脇市）
- ⑦ 防犯カメラ設置工事（団体）
- ⑧ 実績報告・補助金請求（工事完了後速やかに）（団体）
- ⑨ 実績報告書の確認（額の確定）（西脇市）
- ⑩ 補助金の支払い（西脇市）

